

大阪府告示第156号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

令和4年2月7日

大阪府知事 吉村 洋文

1 形質変更時要届出区域

高石市加茂一丁目29番1、30番1、30番2、31番1、31番2及び31番4の各一部並びに東羽衣七丁目29番2、29番3及び29番5から29番7までの各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去